

教育改革特区 新しいタイプの学校（小中一貫校）の創設（第7次提案）

平成17年6月1日から6月30日まで実施した構造改革特区第7次提案及び地域再生第3次提案の募集に対し、232の提案主体から317件の特区提案があった。杉並区からは「教育改革特区 新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設」を提案した。

1 提案内容

(1) 今回提案の特徴

これまでの取り組みを踏まえ、規制の特例事項について、地方独立行政法人に関して中期目標の設定の適用除外、理事長の任命への教育委員会の関与を合わせて、「公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命及び中期目標に教育委員会が関与する」に変更した。

また、「小学校設置基準及び中学校設置基準の緩和」「特別負担金の徴収」「教科書採択権限の独立行政法人への委譲」「地方独立行政法人への寄付を税控除の対象とする」を削除し、公設民営の小中一貫校に的を絞った提案をした。

(2) 提案の概要

計画の名称	教育改革特区 新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設
特区構想の内容	<p>より自由な発想で開かれた学校運営を行い、教育改革を一層推進するため、地方独立行政法人が管理・運営する「新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設」を提案する。</p> <p>区が設置する公立学校を小中一貫校とする「新しいタイプの学校」は、理事会方式の運営などで、地域住民がより積極的に学校運営に関与することを可能とする。また、区教育委員会が派遣する県費負担教職員と、地方独立行政法人が独自に採用する教職員により、小中一貫の少人数教育を行う。</p> <p>現存する区立小・中学校のうち、敷地の隣接または近接するところを小中一貫校とする。当面は1校で、学区域は区内全域とし、初等部(小学校1年～4年)、中等部(小学校5年～中学校3年)の2部制による、9年間の一貫教育を行う。基礎となる学級は、生活指導を中心とした30人編制とする。</p> <p>学ぼうとする力、学ぶ力、学んだ力を学力と捉え、学力を身につけさせるため、基礎基本(読む力・書く力・計算力)の徹底、情報を取り扱う力など児童・生徒が将来社会人として自立していける資質、能力の育成を行い、社会に貢献する人、国際社会に通用する人を育て、公立校の教育改革の目標となる学校づくりを行う。区が設置した公立学校の管理・運営を地方独立行政法人に委託する「新しいタイプの学校」は、理事会方式の運営や寄付金の提供などで、地域住民がより積極的に学校運営に関与することを可能とする。また、区教育委員会が派遣する県費負担教職員と、地方独立行政法人が独自に採用する教職員により、小中一貫の少人数教育を行う。</p>

規制の特例の内容	<p>(新しいタイプの学校の創設)</p> <p>公立小中一貫校の設置 学校設置者以外の学校の管理・運営の容認 公立小中学校を地方独立行政法人に管理委託する 公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命及び中期目標に教育委員会が関与する 学級編制及び教職員定数標準の緩和 県費負担教職員(校長を含む)の任命権を区教育委員会に付与 区教育委員会任命教職員の県費負担教職員人件費相当額の担保 県費負担教職員の超過勤務手当及び旅費の市区町村からの支給 公立小中学校の休業日の変更 公立小中一貫校の設置</p>
----------	--

(3) 提案結果 (各省庁回答)

提 案 内 容	結 果
【文部科学省】	
公立小中一貫校の設置	<p>提案理由のなかで目指しておられる効果については、現行制度上若しくは「構造改革特区研究開発学校制度」の活用により実現可能である。</p> <p>小学校と中学校を一体と捉えたカリキュラムを編成することで、小学校、中学校について、一つの教育理念に基づいて、一人の校長のもと、一元的教育体制で行うことについては、校長、教諭の兼務や運営上の連携を十分とることなどによって実現可能である。</p>
学校設置者以外の学校の管理・運営の容認 公立小中学校を地方独立行政法人に管理委託する 公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命及び中期目標に教育委員会が関与する 学級編制及び教職員定数標準の緩和	<p>地方独立行政法人は、地方独立行政法人法第21条において規定される業務のうち、定款で定められ、確実に実施されることが必要な事務事業を担う法人であると承知している。</p> <p>提案のように、自らの独自の業務を有さず、委託により業務が与えられるという形態は、地方独立行政法人制度上予定されていないものであり、提案の趣旨を実現するためには、地方独立行政法人自身が学校を設置管理することが必然である。</p> <p>現在中央教育審議会において、義務教育の在り方について議論が行われているところであり、本年秋を目途に答申がまとめられる予定なので、この答申も踏まえ、検討を行いたい。</p> <p>教職員配置や学級編制については、地方の裁量を拡大することが必要であるとの審議経過報告がなされている。</p>
県費負担教職員(校長を含む)の任命権を区教育委員会に付与	<p>県費負担教職員の任命権の移譲については、現在、中央教育審議会において市町村への人事権移譲とその際の給与負担の在り方について審議がなされているところであり、その結果を踏まえた上で検討する必要がある。</p>
区教育委員会任命職員の県費負担教職員人件費相当額の担保	<p>教職員の人事権については、市町村に移譲する方向で見直すことが適当であるとし、当面は全ての中核市に移譲し、その状況を踏まえつつ、他の市町村への人事権移譲を</p>

提 案 内 容	結 果
<p>県費負担教職員の超過勤務手当及び旅費の市区町村からの支給</p>	<p>検討することが適当であるとしている。 移譲する場合には給与負担についても併せて市町村に移譲すべきとの意見も出されたところであり、今後、義務教育に係る費用負担の在り方について議論する中で検討が行われることとなっている。いずれにしても、今年秋の中央教育審議会の結論を踏まえて公立学校の教職員の任用・給与負担に係る制度の改革を検討していく。 (同趣旨の回答は除く。)</p>
<p>公立小中学校の休業日の変更</p>	<p>学校週5日制は社会システムの一部であり、地域によって異なる制度とすることは適当ではない。 改めて学校週5日制の趣旨や導入までの経緯、各地域での取り組みや努力をご理解いただき、我が国の学校教育あるいは社会全体の在り方としてお考えいただきたい。</p>
<p>【総務省】 公立小中学校を地方独立行政法人に管理委託する 公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人の理事長の任命及び中期目標に教育委員会が関与する</p>	<p>区からの委託業務のみを業務とする地方独立行政法人は想定していない。いずれにせよ、本提案は、一義的には学校教育法上の検討を要するものであり、その状況を踏まえた上で、地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理等、必要な検討を行う。</p>

以上の各省庁回答があり、構造改革特区としては認められるには至らなかった。

中央教育審議会答申において、今後の義務教育の構造改革の方向が示されたので、今後、その具体化を踏まえた対応を行うとともに、特区提案で掲げた事項について、現行制度の中で基盤整備に取り組むこととし、第8次提案は見送ることとした。